

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社イレクト伊勢（所在地 三重県伊勢市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年 1月19日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 高橋 孝広 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社イレクト伊勢	三重県伊勢市二見町茶屋421番地2

2. 指名停止措置期間：平成30年1月19日 ～ 平成30年4月18日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の前代表取締役である会長及び元取締役は、三重県度会町発注工事の指名競争入札に関し、同町職員から設計金額を聞き、その設計金額から算出した金額で、入札し、本件工事を落札した。

会長及び元取締役は、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、津簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 件	期 間
<p>1～9 略</p> <p>（公契約関係競売等妨害又は談合）</p> <p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>11～16 略</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内</p>